

令和7年度

「清瀬市自動通話録音機能付電話機等購入費補助金」

交付申込のご案内

- 申込期間 令和7年4月1日～令和8年1月30日
- 補助対象機器
「優良防犯電話推奨品目録」に記載されているもので、
(全国防犯協会連合会推奨)
令和7年12月31日までに購入した機器
- 補助金額
補助対象機器の購入費(税込) × 4分の3
(上限額10,000円で、100円未満切り捨て)



この通話は
録音されます。
ご了承下さい。

【お問い合わせ先】

清瀬市 地域振興部 市民協働課
消費生活係(消費生活センター)
電話: 042-495-6211

補助対象者

次の項目すべてに該当する方

- ・ 清瀬市内に住民登録があり、実際に居住している方
- ・ 申請時点で 65 歳以上の方又は、その方と同居している方
- ・ 清瀬市の市税を滞納していない方
- ・ この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていない方
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は、同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にない方

補助対象機器

令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに購入した、次の (1) 又は (2) に該当する機器

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に記載されている機器
- (2) 「優良防犯電話推奨品目録」に記載のないもので、着信前自動警告機能と自動通話録音機能の両方を備えている機器

補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助対象機器の購入に要した費用（税込）です。設置費などの費用やポイント利用分は含まれませんのでご注意ください。

補助金額

補助金の額は、補助対象経費の 4 分の 3 の金額で、上限額は 10,000 円です。また、100 円未満の端数は切り捨てます。

申込方法

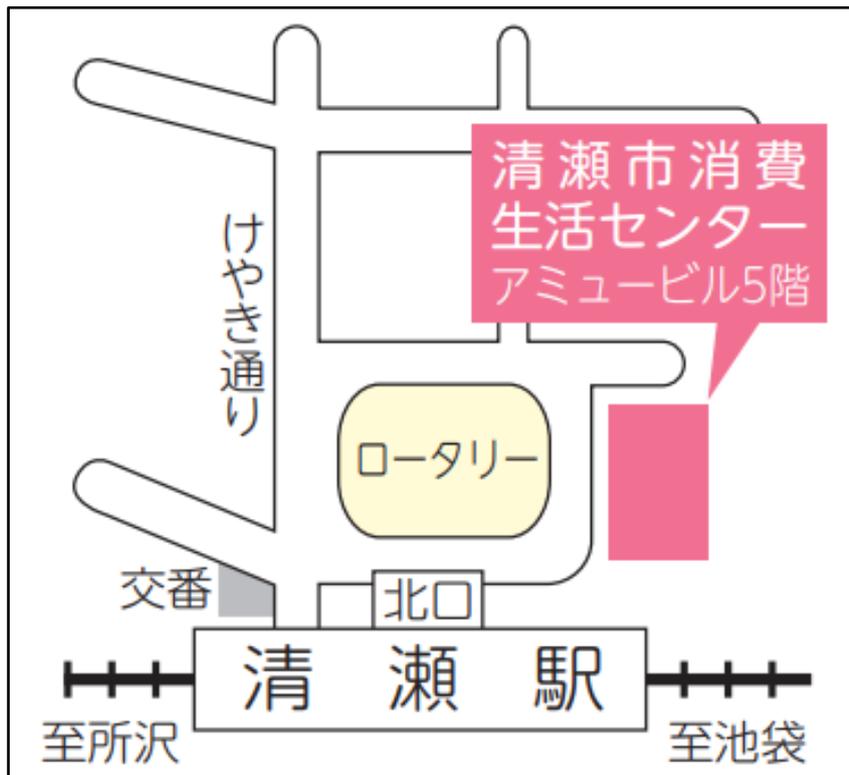
「交付申込書兼交付請求書」に記入・押印のうえ、次の「必要書類」を添えて、
令和8年1月30日までに消費生活センターへ提出してください。

【必要書類】

- (1) 世帯のうち65歳以上の方の氏名、住所、年齢が分かる物の写し
(保険証、運転免許証、住民票などのコピー)
※申請者が65歳未満の同居家族の場合はその方の物も必要となります。
- (2) 対象機器を購入した際の領収書の写し
(申請者の氏名、品名、事業者名、日付の記載があるもの)
※ポイントを利用して購入した際のポイント分は補助対象外となります。
- (3) 取扱説明書やカタログなどの写し
(対象機器の品名、形式、主な仕様が記載されている部分)
- (4) 補助金の振込先口座の通帳の写し
(名義が申請者のもの)

【提出先】

〒204-0021 清瀬市元町 1-2-11 アミュービル5階
清瀬市消費生活センター



手続きの流れ

機器の設置

対象機器の購入後、設置して着信前自動警告機能などが作動している事を確認してください。

※ 購入時に氏名記載の領収書の受け取りを忘れないように。

書類の提出

「交付申込書兼交付請求書」と「必要書類」を清瀬市消費生活センターへ提出してください。

審査

提出書類を確認後、補助対象の電話番号に電話をかけて、着信前自動警告機能などが正常に作動しているか確認させていただきます。

通知の送付

審査の結果により、「交付決定通知」又は「不交付決定通知」を送付します。

補助金振込み

交付決定通知後、ご指定の口座へ補助金を振込みます。通知後2週間程度での振込みとなります。通帳等で入金の確認をしてください。